

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 農業者等向け支援策について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、業績が悪化している市内の農業者等を支援するため、ひたちなか市、茨城県、国（農林水産省等）が実施する補助制度をお知らせします。

詳しくは、各問合せ先にご相談ください。

なお、ひたちなか市のホームページからも詳しい情報がご覧いただけます。

URL:<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/8/5/sinngatakoronauirusutaisaku/19382.html>

ひたちなか市ホームページ
(農政課)QRコード



ひたちなか市が実施する支援策

1. 地場農産物応援事業補助金

補助内容

通常販売価格から2割以上の割引販売を行った商品に係る割引額（上限2割）を補助します。

※補助限度額は30万円、令和2年12月31日までに完了すること。

主な補助要件

○令和2年1月から同年7月までの期間のうち、

売上高が前年同月に比して20パーセント以上減少している月が1ヶ月以上あること。

○令和2年3月から同年5月までの3ヶ月間の合計売上高が、前年の同期間に比して減少していること。

2. 地場農産物販路拡大支援事業補助金

補助内容

通信販売の促進を目的としたホームページの作成又は更新に係る費用(1/2)を補助します。

※補助限度額は20万円、令和2年12月31日までに完了すること。

3. 緊急中小企業等事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少したものの、国または他の市町村の実施する持続化給付金等の支給要件を満たすことのできない市内事業者を対象に、事業全般に広く使える資金として、定額の支援金を支給します。（公募期間：令和3年1月29日〔金〕必着）

支給金額

中小・小規模事業者には20万円、個人事業主には10万円支給します。

主な支給要件

○令和2年1月から12月までの期間のうち、

前年の同月比で1ヶ月の売上が30%以上50%未満減少した月があること。

○国や他の地方公共団体で実施する持続化給付金等の支給を受けていないこと。

《問合せ先》

地場農産物応援事業補助金及び地場農産物販路拡大支援事業補助金について

→ひたちなか市 経済環境部 農政課 農業振興係 Tel：029-273-0111（内線1332, 1333）

緊急中小企業等事業継続支援金について

→ひたちなか市 経済環境部 商工振興課 Tel：029-273-0111（内線1341, 1342）

1. 持続化給付金(経済産業省)

新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を支え、再起のための支援として、事業全般に広く使える給付金を支給します。

《問合せ先》 経済産業省持続化給付金事業コールセンター TEL：0120-115-570

2. 経営継続補助金(農林水産省)

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図ります。

《問合せ先》 農林水産省経営局経営政策課 TEL：03-6744-0576

3. 農業制度資金(農林水産省)

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生した、又は、発生する恐れがある農業者等に対し、農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金について、貸付当初5年間の実質無利子化、実質無担保化、債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除します。

《問合せ先》

農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金について

→日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤルTEL：0120-154-505、水戸支店TEL：029-232-3623）

農業近代化資金

→最寄りの農業協同組合等金融機関

4. 雇用調整助成金【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例】(厚生労働省)

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して、一時的な休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

《問合せ先》

最寄りのハローワーク、茨城労働局職業対策課 TEL：029-224-6219、

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999

5. 小学校休業等対応助成金(厚生労働省)

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主（農業経営者も含む）に対して助成します。

《問合せ先》 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999

6. 収入保険(茨城北農業共済事務組合)

収入保険は、農業者の経営努力では、避けられない様々なリスクによる収入減少を保証します。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の影響によって、販売収入が減少した場合、保証の対象になります。

《問合せ先》 茨城北農業共済事務組合 TEL：0294-72-6227